

客観的な指標の算出方法

(授業科目の評価及び単位修得の認定)

学則 第 18 条 単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。

- 2 出席時数が授業時数の 3 分の 2 に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。
- 3 授業科目の評価は優 (80 点以上)、良 (70 点～79 点)、可 (60 点～69 点) 及び不可 (60 点未満) とし、可以上を合格とする。
- 4 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることのできなかつた者又は不合格の者に対しては、追試験又は再試験を行うことができる。

履修規程 第 8 条 授業科目の評価は、所定の授業時間を取得した科目について試験により行う。

- 6 当該年度に配当された科目評価で合格した科目については運営会議の審議を経て、単位認定を行う。

客観的指標に基づく成績の分布状況

- ・履修科目の成績評価を 100 点満点で点数化する。
- ・100 点満点の総合計の平均を算出する。
- ・下位 1/4 に該当する数値を算出する。

令和元年度 第 1 学年

学科名	看護学科				学年	1	学生数	13
成績の分布								
指標の 数値	60	65	70	75	80	85	90	95
	～ 65 点	～ 70 点	～ 75 点	～ 80 点	～ 85 点	～ 90 点	～ 95 点	～ 100 点
人数	0	0	0	1	4	8	0	0

下位 1/4 に該当する人数 3 人

下位 1/4 に該当する指標の数値 83.8 点以下

卒業の認定に関する方針

学則 第 24 条 学校長は、第 17 条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て、卒業を認定する。

- 2 欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超えた者については、卒業を認定しない。
- 3 学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

学則細則 第 16 条 学則第 17 条別表 1 に規定された科目を 2 年間以上 4 年間以下の在学期間の中で定められた単位を修得した者に対し卒業を認定する。